

地域包括診療加算、認知症地域包括診療加算等
の見直し

地域包括診療加算、認知症地域包括診療加算等の見直し(今回改定のイメージ①)

地域包括診療加算
認知症地域包括診療加算

改定前

改定後

認知症地域包括診療加算	
認知症 地域包括診療加算1	38点
認知症 地域包括診療加算2	31点

地域包括診療加算1	
(1) 認知症を有する患者等の場合	38点
(2) その他の慢性疾患等を有する場合	28点

地域包括診療加算	
地域包括診療加算1	28点
地域包括診療加算2	21点

地域包括診療加算2	
(1) 認知症を有する患者等の場合	31点
(2) その他の慢性疾患等を有する場合	21点

地域包括診療加算、認知症地域包括診療加算等の見直し(今回改定のイメージ②)

地域包括診療料
認知症地域包括診療料

改定前

改定後

認知症地域包括診療料	
認知症 地域包括診療料1	1,681点
認知症 地域包括診療料2	1,613点

地域包括診療料1	
イ 認知症を有する患者等の場合	1,682点
ロ その他の慢性疾患等を有する場合	1,661点

地域包括診療料	
地域包括診療料1	1,660点
地域包括診療料2	1,600点

地域包括診療料2	
イ 認知症を有する患者等の場合	1,614点
ロ その他の慢性疾患等を有する場合	1,601点

地域包括診療加算、認知症地域包括診療加算等の見直し(対象患者の拡大 ①)

※地域包括診療料及び認知症地域包括診療料についても同様

改定前

認知症地域包括診療加算

(①～③のすべてを満たす者)

- ① 認知症を有するもの
- ② 認知症以外の1以上の疾病(疑いを除く)を有する
- ③ 1処方につき5種類超の内服薬又は1処方につき抗うつ薬、抗精神病薬、抗不安薬及び睡眠薬を合わせて3種類超のいずれの投薬も受けていない



改定後

地域包括診療加算

(1) 認知症を有する患者等の場合

(①～③のすべてを満たす者)

- ① 認知症を有するもの又は介護給付若しくは予防給付を受けている要介護被保険者等
- ② 認知症以外の1以上の疾病(疑いを除く)を有する
- ③ 1処方につき5種類超の内服薬又は1処方につき抗うつ薬、抗精神病薬、抗不安薬及び睡眠薬を合わせて3種類超のいずれの投薬も受けていない

改定前

地域包括診療加算

- 脂質異常症、高血圧症、糖尿病、慢性心不全、慢性腎臓病(慢性維持透析を行っていない)、認知症のうち2以上の疾患を有する患者



改定後

地域包括診療加算

(2) その他の慢性疾患等を有する場合

- 脂質異常症、高血圧症、糖尿病、慢性心不全、慢性腎臓病(慢性維持透析を行っていない)、認知症のうち2以上の疾患を有する患者
- 脂質異常症、高血圧症、糖尿病、慢性心不全、慢性腎臓病のいずれかの疾患を有し、かつ、介護給付若しくは予防給付を受けている要介護被保険者等

地域包括診療加算、認知症地域包括診療加算等の見直し(対象患者の拡大 ①)

対象患者拡大の例

高血圧症を有する要支援の患者さんの場合

改定前

地域包括診療加算(28点/21点)

- × 脂質異常症、高血圧症、糖尿病、慢性心不全、慢性腎臓病(慢性維持透析を行っていない)、認知症のうち2以上の疾患を有する患者

改定前

認知症地域包括診療加算(38点/31点)
(①～③のすべてを満たす者)

- × ① 認知症を有するもの
- ② 認知症以外の1以上の疾病(疑いを除く)を有する
- ③ 1処方につき5種類超の内服薬又は1処方につき抗うつ薬、抗精神病薬、抗不安薬及び睡眠薬を合わせて3種類超のいずれの投薬も受けていない



改定後

地域包括診療加算
(2) その他の慢性疾患等を有する場合(28点/21点)

- × ● 脂質異常症、高血圧症、糖尿病、慢性心不全、慢性腎臓病(慢性維持透析を行っていない)、認知症のうち2以上の疾患を有する患者
- ● 脂質異常症、高血圧症、糖尿病、慢性心不全、慢性腎臓病のいずれかの疾患を有し、かつ、介護給付若しくは予防給付を受けている要介護被保険者等

改定後

地域包括診療加算
(1) 認知症を有する患者等の場合(38点/31点)
(①～③のすべてを満たす者)

- ① 認知症を有するもの又は介護給付若しくは予防給付を受けている要介護被保険者等
- ② 認知症以外の1以上の疾病(疑いを除く)を有する
- ③ 1処方につき5種類超の内服薬又は1処方につき抗うつ薬、抗精神病薬、抗不安薬及び睡眠薬を合わせて3種類超のいずれの投薬も受けていない



地域包括診療加算、認知症地域包括診療加算等の見直し(その他)

① 連携薬局要件の緩和

院外処方を行う場合は、24時間対応できる体制を整えている薬局と連携している必要があるが、当該医療機関の特性に応じて、緊急時に処方が必要となる解熱鎮痛消炎剤、血圧降下剤、気管支拡張剤等の薬剤について、院内処方が可能な体制が整備されている保険医療機関であれば、連携薬局については、24時間対応の体制が整備されていなくてもよいものとする

② 望ましい要件の追加

地域包括診療加算・診療料について、担当医が、地域包括支援センター等と連携し、認知症患者の診断後支援に係る取組について、患者又はその家族に対して案内を行うことが望ましい旨が明記された

③ 薬剤適正使用連携加算(3月に1回 30点)の対象患者拡大

地域包括診療料・加算等の算定患者が入院、あるいは介護老人保健施設に入所した場合に、入院・入所先と連携し、薬剤の種類数が減少した場合の評価である「薬剤適正使用連携加算」について、他の保険医療機関の外来を継続的に受診している患者についても算定可能とする

④ データ提出加算(月1回 10点)の新設

地域包括診療加算及び地域包括診療料について、保険医療機関が診療報酬の請求状況、治療管理の状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合の評価が新設された

⑤ 残薬対策の追加

- ・ 診療の際、患家における残薬を確認した上で、状況に応じて、適切な服薬管理を行うことを要件とする
- ・ 算定患者への処方薬を把握し管理する手段の一つとして、電子処方箋システムの活用が含まれることを明確化する

⑥ 医療資源の少ない地域における医師配置要件の緩和

医療資源の少ない地域においては、常勤換算2名以上の医師配置要件を、1.4人以上に緩和する